

社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会定款細則

平成 29 年 3 月 14 日

朝社協細則第 1 号

社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会定款細則(平成 23 年朝社協細則第 1 号)の全部を改正する。

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この定款細則は、社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会定款（昭和 42 年厚生省社第 46 号。以下「定款」という。）第 52 条の規定に基づき、社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会（以下「この法人」という。）の業務の執行について、必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 評議員会

(評議員会の職務)

第 2 条 評議員会は、この法人の基本的事項や体制を決定し、役員 of 法人運営の監督を行うものとする。

(評議員の権限)

第 3 条 評議員は、理事に対して、一定の事項を評議員会の目的とする議題とすることを請求することができる。ただし、この請求は、評議員会の日 of 4 週間前までにしなければならない。

2 評議員は、評議員会 of 場において、議題 of 範囲内 with 議案を提案することができる。

3 評議員は、理事に対して議題及び招集 of 理由を示して評議員会 of 招集を請求することができる。

(評議員 of 義務)

第 4 条 評議員は、善良な管理者 of 注意をもってその職務を遂行する義務を有する。

(評議員会 of 決議事項)

第 5 条 評議員会 with 決議すべき事項は、定款第 12 条 of とおりとする。

2 評議員会は、あらかじめ招集 of 通知 with 定められた議題以外 of 事項を決議することはできない。

(評議員会 of 決議 of 省略)

第 6 条 理事が議題について提案をしたとき、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができる者に限る。） of 全員が書面又は電磁的記録により同意 of 意思表示をしたときは、その提案を可決する旨 of 評議員会 of 決定があったものとみなす。

2 第 1 項 of 規定により、定時評議員会 of 目的である事項 of すべてについて of 提案を可決する旨 of 評議員会 of 決議があったものとみなされたときは、その時に当該定時評議員会が終結したものとみなす。

3 前 2 項 of 規定により、同意 of 意思表示をした書面又は電磁的記録を評議員会 of 決議があったものとみなされた日から 10 年間、主たる事務所に備え置かななければならない。

(報告事項)

第 7 条 評議員会に報告すべきこの法人 of 業務は、次 of とおりとする。

(1) 監事 of 監査報告

(2) その他評議員から報告を求められた事項

(評議員会への報告の省略)

第8条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(評議員会の招集)

第9条 会長は、評議員会を開催するときは、書面により、招集日の1週間前までに各評議員に通知するものとする。ただし、評議員全員の同意があったときは招集の手続きを省略して、評議員会を開催することができる。

2 前項の書面には、評議員会の日時及び場所、議題、議案を記載しなければならない。

3 定時評議員会は、計算書類等の備置き及び閲覧に係る規定により、備置き及び閲覧に供した日から2週間を経過しなければ開催することができない。

(開会)

第10条 会長は、開催日の定刻、出席した評議員の数を確認し、本会定款に定めた評議員会の成立及び議決の定足数を充足したことを確認したのち開会を宣するものとする。

(関係者の出席)

第11条 議長は、職員等の出席を求め、提出議案等の内容等について説明させることができる。

(議事録)

第12条 評議員会の議事録は、次の事項を内容とし、書面又は電磁的記録により作成しなければならない。

2 通常の評議員会の事項

(1) 開催の日時、場所(当該場所に存しない評議員、理事又は監事が評議員会に出席した場合における当該出席の方法を含む)

(2) 議事の経過の要領及び議決の結果

(3) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名

(4) 評議員会に出席した評議員、理事及び監事の氏名

(5) 議長の氏名

(6) 議事録を作成した者の氏名

3 次の意見又は発言があるときは、その意見及び発言の内容の概要

(1) 監事が、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき。

(2) 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された評議員会に出席して辞任した旨及びその理由を述べたとき。

(3) 監事が、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があるものと認めて評議員会に報告したとき。

(4) 監事が、監事の報酬等について意見を述べたとき。

4 評議員会の決議の省略の場合の事項

(1) 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名

(3) 評議員会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録を作成した者の氏名

5 評議員会への報告の省略の場合の事項

(1) 評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容

(2) 評議員会への報告があったものとみなされた日

(3) 議事録を作成した者の氏名

6 議長は、議事録の正確を期すため適当と認める職員に評議員会の議事の経過及び結果を記録させることができる。

7 議事録は、提出議案書及び報告事項を添付して10年間保存しなければならない。

第3章 評議員の就退任手続

(就任手続)

第13条 評議員選任・解任委員会において選任された次期評議員となるべき者は、選任された後すみやかに就任承諾書及び履歴書を会長あてに提出しなければならない。

2 会長は、前項の就任承諾書及び履歴書を確認後に、次期評議員となるべきものに対して委嘱状を交付するものとする。

(中途退任)

第14条 評議員は、やむを得ない事由により任期の中途において退任するときは、あらかじめ会長に届け出るものとする。

(欠員の補充)

第15条 評議員の欠員補充については、第13条の規定を準用する。

(評議員名簿)

第16条 会長は、評議員選任後すみやかに評議員名簿を作成し、これを保存しておかなければならない。

第4章 理事会

(理事会の職務)

第17条 理事会は、この法人の次の職務を行う。

(1) 業務執行に関する意思決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(理事の権限等)

第18条 理事は、次に定める権限を有する。

2 理事たる会長は、理事会の決定に基づき、この法人の内部的、対外的な業務執行権限を有する。

3 理事は、業務執行の意思決定に参画するとともに、他の理事の職務執行を監督する役割を有する。

(理事の義務)

第19条 理事は、善管注意義務、忠実義務のほか、法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知り得た場合には、監事への報告義務を有する。

(理事会の決議)

第20条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第21条 理事の提案につき、あらかじめ理事（議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされる。

(報告事項)

第22条 理事会に報告すべきこの法人の業務は、次のとおりとする。

- (1) 監事の監査結果
- (2) 監督官庁が実施した監査、検査及び調査の結果
- (3) 会長及び常務理事の業務執行状況
- (4) 定款第27条の規定により会長が専決した事項
- (5) その他役員からの報告を求められた事項

(理事会への報告の省略)

第23条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しないことにつき理事及び監事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の理事会への報告があったものとみなす。

(理事会の招集)

第24条 会長は、理事会を開催するときは、書面をもって招集日の1週間前までに役員に通知するものとする。ただし、役員全員の同意があれば招集の手続きを省略して、理事会を開催することができる。

2 前項の書面には、理事会の日時及び場所、議案等を記載しなければならない。

(開会)

第25条 会長は、開催日の定刻、出席した役員の数を確認し、本会定款に定めた理事会の成立及び議決の定足数を充足したことを確認したのち開会を宣するものとする。

(関係者の出席)

第26条 議長は、職員等の関係者の出席を求め、提出議案等について説明させることができる。

(議事録)

第27条 理事会の議事録には、次の事項を内容とし、書面又は電磁的記録により作成しなければならない。

2 通常の理事会の事項

- (1) 開催の日時、場所（当該場所に存しない理事及び監事が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）
- (2) 議事の経過の要領及びその結果
- (3) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
- (4) 議事録署名人以外の理事で、理事会に出席した者の氏名
- (5) 議長の氏名
- (6) 議事録を作成した者の氏名

3 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨を記載する。ただし、招集権者である会長が招集した場合は、不要とする。

- (1) 理事の請求を受けて招集されたもの。
- (2) 理事の請求があったものの所定の期間内に理事会が招集されないため、その請求をした理

事が招集したもの。

(3) 監事の請求を受けて招集されたもの。

(4) 監事が招集したもの。

4 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

(1) 競業及び利益相反取引の制限に係る取引についての報告

(2) 理事が不正の行為をしたと認められる等の監事の報告

(3) 理事会で述べられた監事の意見

5 理事会の決議の省略の場合の事項

(1) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名

(3) 理事会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録を作成した者の氏名

6 理事会への報告の省略の場合の事項

(1) 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容

(2) 理事会への報告があったものとされた日

(3) 議事録を作成した者の氏名

7 議長は、議事録の正確を期すため適当と認める職員に理事会の議事の経過及び結果を記録させることができる。

8 議事録は、提出議案書及び報告事項を添付して10年間保存しなければならない。

第5章 監事

(監事の職務)

第28条 監事は、理事の職務の執行や業務監査及び会計監査を行い、監査報告を作成しなければならない。また、随時に理事及び職員に対し事業の報告を求め、業務及び財産の状況を調査することができる。

(理事への報告)

第29条 監事は、次の行為又は事実があるときは、その旨を理事会に報告をしなければならない。

(1) 理事が不正の行為をしたとき。

(2) 理事が不正の行為をするおそれがあると認められるとき。

(3) 著しく不当な事実があるとき。

(監事の義務)

第30条 監事は、理事会に出席し、必要があるときは意見を述べなければならない。

2 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等を調査し、法令、定款に違反する事項や著しく不当な事項があると認めるときは、その結果を評議員会に報告しなければならない。

3 監事は、善良な管理者の注意をもってその職務を遂行する義務を有する。

(監事の監査)

第31条 定款第22条に規定する監事の決算監査は、会長のもとで事業報告書、計算関係書類(資金収支計算書、資金収支内訳表、事業活動計算書、事業活動内訳表、貸借対照表及び附則明細書)、財産目録を作成後、すみやかに実施するものとする。

2 監事は、前項の監査のほか必要と認めるときは、この法人の業務及び財産の状況等について、随時必要な時期に監査を実施することができる。

3 監事は、前2項の監査を実施するときは、あらかじめ、監査事項を定めておくものとする。

(監査の報告書)

第32条 監事は、監査終了後、監査報告書を作成し、署名又は記名押印のうえ、理事会、評議員会及び所轄庁に報告するものとする。

第6章 役員の就退任手続

(就任手続)

第33条 評議員会において選任された次期役員となるべき者は、選任された後すみやかに就任承諾書を会長あてに提出しなければならない。

2 会長は、次期役員となるべき者が法令等で定める欠格条項に該当していないか確認するため、事前に履歴書、身分証明書及び登記されていないことの証明書を徴するものとする。

3 会長は、前項の確認を行った後、次期役員となるべき者に対して委嘱状を交付するものとする。

(中途退任)

第34条 役員は、やむを得ない事由により任期の途中で退任しようとするときは、あらかじめ会長に届け出るものとする。

(欠員の補充)

第35条 役員の欠員補充については、第32条の規定を準用する。

(役員名簿)

第36条 会長は、役員選任後、役員名簿を作成し、これを保存しておかななければならない。

第7章 細則の変更

(変更等)

第37条 この定款細則を変更するときは、理事会の議決を受けなければならない。

附 則 (平成29年細則第1号)

1 この定款細則の施行にあたって必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

2 この細則は、平成29年4月1日から施行する。